

令和 6 年第 3 回

市 議 会 定 例 会 資 料

目 次

議案第 7 3 号 関係	-----	5
議案第 7 4 号 関係	-----	6
議案第 7 5 号 関係	-----	7
議案第 7 6 号 関係	-----	1 0
議案第 7 8 号 関係	-----	1 1
議案第 7 9 号 関係	-----	2 0
報告第 1 4 号～		
報告第 1 5 号 関係	-----	2 1
報告第 1 6 号 関係	-----	2 9

令和6年第3回定例会補正予算の主な事業の概要（専決処分）

一般会計(令和6年度 補正第6号)
(歳出)

(単位: 千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	物価高騰対応重点支援給付金 (生活支援課)	381,390	381,390				
	令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付（こども加算を含む。）及び定額減税を補足する調整給付を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年7月25日)						

令和6年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第7号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	840	840				
	予防接種健康被害救済事業費 (健康増進課)		予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より認定されたことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
2	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	470, 235	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					277, 975	192, 260	
	予防接種事業費 (健康増進課)		新型コロナウイルス感染症の予防接種について、高齢者等を対象に個人の重症化予防を目的としたB類疾病の定期接種として実施することに伴い、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				

令和6年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	8,938	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	情報化推進経費 (デジタル推進課)		8,738			200	
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費	1,309	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	個人番号カード等交付事務管理経費 (小出支所)		1,309				
3	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	6,221	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	個人番号カード等交付事務管理経費 (市民課)		6,221				
4	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	8	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)						8
5	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	573	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金 (介護保険課)						573
6	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	2,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業費 (高齢福祉課)		2,000				
7	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	29,550	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	民間保育所運営補助事業費 (保育課)		19,700			9,850	

令和6年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第8号)
(歳出)

(単位: 千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
8	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	12,750	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			8,500			4,250	
	地域型保育運営補助事業費 (保育課)		保育士の業務負担軽減を図ることにより働きやすい環境を整備するとともに、保護者の利便性向上を図るため、国の補正予算を活用して、小規模保育事業所等における業務のICT化等を推進することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
9	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費	937	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				422			515
	ひとり親家庭等医療費助成事業費 (こども政策課)		ひとり親家庭等医療費助成事業における所得制限について、児童扶養手当における所得制限の緩和に合わせた見直しによる同助成事業の対象者の拡大に対応することに伴い、印刷製本費、通信運搬費、手数料、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
10	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費	3,975	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			2,846	180			949
	母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費 (こども政策課)		母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給について、当初の想定を上回る申請者の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
11	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費	13,619	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			3,900			9,719	
	保育園業務管理経費 (保育課)		保育士の業務負担軽減を図ることにより働きやすい環境を整備するとともに、保護者の利便性向上を図るため、国の補正予算を活用して、公立保育園における業務のICT化等を推進することに伴い、消耗品費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
12	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	826	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							826
	感染症患者医療費 (保健予防課)		令和5年度の精算に伴う結核医療費補助金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
13	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	10,427	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			5,214			3,875	1,338
	母子相談事業費 (こども育成相談課)		産後の母子の心身のケア等を行うために実施している産後ケア事業について、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
14	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費	7,580	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						7,580	
	清掃総務管理経費 (資源循環課) (債務負担行為)		令和7年度に実施するごみの戸別収集に係る実験事業の準備として、対象エリアへの周知のほか、共同住宅等の収集場所の特定作業やごみ組成分析を行うことに伴い、報酬、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				

令和6年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 称) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
15	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	746				15	731
	環境事業センター管理経費 (環境事業センター)		事業者に対するごみの排出指導を強化するため、市内全事業者への周知啓発を行うことに伴い、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
16	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	2, 247				2, 247	
	ごみの減量化・資源化推進費 (資源循環課)		剪定枝について、当初の想定を上回る排出量の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
17	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	7, 370				5, 445	1, 925
	分別収集事業費 (環境事業センター)		家庭等からの排出及び収集・処理におけるスプレー缶の爆発防止対策のため、令和7年度からのスプレー缶の排出方法の変更にに向けた準備や市民への周知啓発を行うことに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
18	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	747					747
	広域リサイクルセンター管理運営経費 (資源循環課)		寒川町が運営する寒川広域リサイクルセンターの管理運営経費について、令和5年度の精算に伴う不足分を負担することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				
19	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費	4, 206					4, 206
	公園緑地等管理運営経費 (公園緑地課)		新湘南バイパスの側道（市道6529号線）の街路樹の維持管理において、当初に想定していなかった剪定箇所の発生に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				

令和6年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和6年度 補正第1号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 任意事業費 任意事業費 (介護保険課)	40	15	8		8	9
	福祉用具・住宅改修支援事業理由書作成手数料について、当初の想定を上回る件数の増加に伴い、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)						
2	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金 介護保険運営基金積立金 (介護保険課)	256,787	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					256,787		
3	(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金 償還金 (介護保険課)	75,489	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					75,489		
			令和5年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年8月1日)				

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

医療費の助成に関する事務について、医療に関する給付の支給に関する情報のうち個人番号をその内容に含む個人情報を利用することにより、事務手続の効率性及び市民の利便性の確保を図るため提案する。

2 根拠法規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項

3 条例の概要

(1) 市長は、次に掲げる条例による医療費の助成に関する事務を処理するために必要な限度で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）であって規則で定めるもののうち自らが保有するものを利用することができることとした。（別表第2関係）

ア 茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年茅ヶ崎市条例第10号）

イ 茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年茅ヶ崎市条例第26号）

ウ 茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年茅ヶ崎市条例第14号）

(2) この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改

正

後

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2 略

3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
2 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費	略 精神保健及び精神障害者

改

正

前

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2 略

3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
2 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に 関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費	略 精神保健及び精神障害者

	の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）</u> <u>による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
4 市長	茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 <u>地方税法の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>国民健康保険法による保</u>

	の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）</u> <u>による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</u>
4 市長	茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 <u>地方税法の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>

		<u>険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		略
5 市長	茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		略

		略
5 市長	茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(利用範囲)

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の

法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 5 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報^{じん}の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

○茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例

（助成の申請及び期限）

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、対象者が当該療養の給付を受けた日から3年以内に行わなければならない。

○茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

（福祉医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する福祉医療証（以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により交付された医療証は、保険医療機関に受診する際に提示しなければならない。

（助成の方法）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

○茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例

（助成の方法）

第5条 この条例による医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が前条の規定により算定された額を当該病院等に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、前条の規定により算定された額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の交付）

第6条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正に伴い、必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第46号）別表第2

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年茅ヶ崎市条例第10号）による医療費の助成に関する事務を処理するために必要な限度で利用することができる情報に、医療費の助成の申請を行う者に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報を加えることとした。（第8条関係）
- (2) 茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年茅ヶ崎市条例第26号）による医療費の助成に関する事務を処理するために必要な限度で利用することができる情報に、福祉医療証の交付又は医療費の助成の申請に係るひとり親家庭の父等に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報を加えることとした。（第9条関係）
- (3) 茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年茅ヶ崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務を処理するために必要な限度で利用することができる情報に、医療費の助成又は医療証の交付の申請に係る小児に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報を加えることとした。（第10条関係）
- (4) この規則は、令和6年12月2日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第8条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例第6条第1項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報</u> (4) <u>当該申請を行う者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報</u>	第8条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例第6条第1項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1) 略 (2) 略
第9条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条第1項の医療証の交付又は同条例第7条第2項の規定による医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の4の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) <u>当該申請に係るひとり親家庭の父、母若しくは児童又は養育者若しくは養育者が扶養する児童に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報</u> (5) <u>当該申請に係るひとり親家庭の父若しくは母又は養育者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報</u> (6) 略	第9条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条第1項の医療証の交付又は同条例第7条第2項の規定による医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の4の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略
第10条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例第5条第2項の規定による医療費の助成又は同条例第6条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の5の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1) 略	第10条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例第5条第2項の規定による医療費の助成又は同条例第6条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の5の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1) 略

(2) 当該申請に係る小児に係る国民健康保険の被
保険者の資格に関する情報

(3) 略

(4) 略

(2) 略

(3) 略

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和6年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	浅岡建設株式会社
6	営業種目	建築一式
7	開札日	令和6年6月14日
8	開札場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5階 契約検査課
9	件名	茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道屋根改修工事
10	履行箇所	茅ヶ崎市新栄町3番地先～共恵一丁目9番地先
11	履行期間（契約期間）	市議会議決の日 から 令和7年8月25日 まで
12	予定価格（税抜）	¥281,640,000
	予定価格（税込）	¥309,804,000
13	落札金額（税抜）	¥256,900,000
	落札金額（税込）	¥282,590,000
14	調査基準価格（税抜）	¥259,108,800
	調査基準価格（税込）	¥285,019,680
15	失格基準価格（税抜）	¥228,415,677
	失格基準価格（税込）	¥251,257,244
16	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	浅岡建設株式会社	256,900,000	—	—	—	落札
2	湘南渡邊株式会社	259,191,600	—	—	—	—
3	大勝建設株式会社	263,699,000	—	—	—	—
4	亀井工業株式会社	282,800,000	—	—	—	—
5	株式会社クワコー	283,000,000	—	—	—	—

調査基準価格

予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格。

失格基準価格

契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格。

令和5年度決算に基づく茅ヶ崎市の健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布されました。

地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を公表することが義務付けられたため、本市も平成19年度から健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさまに対して公表を行っております。

平成21年4月から法律全体が施行されたため、地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうち、ひとつでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図らなければなりません。

1 健全化判断比率について

令和5年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	本市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字)	11.32%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— (黒字)	16.32%	30.00%
③ 実質公債費比率	3.9%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	16.3%	350.0%	

① 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計を合算し、会計間の重複を調整したもの)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の令和5年度決算の実質収支は黒字であったため、前年度同様、実質赤字比率は発生しておりません。

② 連結実質赤字比率

病院事業会計等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の令和5年度決算の実質赤字(収支)額及び資金不足(剰余)額を合算した結果は黒字であったため、前年度同様、連結実質赤字比率は発生しておりません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上で起債が許可制となり、25%以上で一部の起債が制限されます。

令和5年度の本市の実質公債費比率(3カ年平均)は、3.9%で、前年度の2.8%から1.1ポイント悪化しましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。悪化した主な要因は、公営企業債の償還の財源に充てたと認められる経費の増によるものです。

④ 将来負担比率

地方債残高や職員の退職手当に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要が生じることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなります。

令和5年度の本市の将来負担比率は16.3%で、前年度の24.7%から8.4ポイント改善しており、早期健全化基準である350%を大幅に下回っています。改善の主な要因は、将来負担額から差し引くことのできる充当可能財源の増などによるものです。

早期健全化基準とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、**「早期健全化段階」**となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

財政再生基準とは…

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、**「財政再生段階」**となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和5年度決算においては、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

会 計 名	①事業の規模	②資金不足額	資金不足比率(%) ②／①
公 共 下 水 道 事 業 会 計	4,263,758千円	— (資金不足なし)	—
病 院 事 業 会 計	11,355,114千円	— (資金不足なし)	—

6 茅監第 2 9 号

令和 6 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一

同 成田 博隆

同 伊藤 素明

令和 5 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月18日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

(単位：％)

区 分	5 年 度	4 年 度	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.32	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.32	連結実質赤字なし
実 質 公 債 費 比 率	3.9	2.8	25.0	
将 来 負 担 比 率	16.3	24.7	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和５年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス14.05%で、早期健全化基準の11.32%を下回っています。

イ 連結実質赤字比率について

令和５年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス31.21%で、早期健全化基準の16.32%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和５年度の実質公債費比率は3.9%で、前年度の2.8%と比較すると、1.1ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和５年度の将来負担比率は16.3%で、前年度の24.7%と比較すると、8.4ポイント下降し、改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

6 茅監第 3 0 号
令和 6 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

令和 5 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月18日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであり、その計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

(単位：％)

区 分	5 年 度	4 年 度	経営健全化基準	備 考
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0	資金不足なし

(2) 個別意見

令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率については、公共下水道事業会計、病院事業会計ともに、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好な状態にあると認めます。

病院事業会計の経営の健全性を示す経常収支比率は、健全性の水準とされる100%を4年連続で上回っているものの、前年度と比べ9.17ポイント下降しています。令和6年度にスタートする「茅ヶ崎市立病院経営計画」に設定した目標を達成するため、新たに導入した医療機器等を最大限に活用し、経営改善に向けた取組を強化してください。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

「報告第16号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年3月19日 午後10時頃
 事故発生場所 赤羽根4018番地先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年 3月22日 相手方より事故発生の連絡を受ける。

令和3年 3月22日 事故発生について損害保険ジャパン株式会社に電話にて連絡する。

令和3年 4月 5日 損害保険ジャパン株式会社に「道路賠償責任保険」の事故報告を提出する。

令和6年 7月10日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		233,440円
(算出内訳)		(修理費) 233,440円
過失割合	50%	50%
賠償額	233,440円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 446,880円×50% = 233,440円	